

# 建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）

## 1 目的

島根県総務部、農林水産部及び土木部が発注する建設工事及び設計・測量・調査等業務（以下「建設工事等」）の現場において、現地確認を必要とする業務に遠隔臨場を適用して受・発注者の業務効率化を図るために、必要な事項を定める。

## 2 対象工事

建設工事等のうち、受注者が希望するものとする。

## 3 適用の範囲

本試行要領は、「島根県公共工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める「立会」を実施する場合に適用する。

なお、建築工事においては、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」1章等の用語の定義に定める「監督職員の立会い」及び建築コンサルタント業務における立会等を実施する場合に適用する。

## 4 実施方法

### （1）事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目、内容等）、仕様（使用する機種・アプリケーション等）、実施記録の方法について、監督職員と協議するものとする。

### （2）施工計画書等

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり施工計画書又は業務計画書に確認項目、時期、内容、仕様などを記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

### （3）遠隔臨場の実施

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員に実施時間、実施箇所（場所）、具体的な確認項目、方法、内容等を確認しなければならない。

遠隔臨場は、受注者と監督職員がモバイル端末等により映像と音声の同時配信と双方方向の通信により実施するものとする。

監督職員が必要な情報を得ることができた場合、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員が必要な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

### （4）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、モバイル端末等の画面を画像（スクリーンショット）で保存し実施状況を記録するものとする。

実施記録は、所定の様式に添付して監督職員に提出するものとする。

## (5) 留意事項

受注者は、遠隔臨場の映像や実施記録に当該現場以外ができるだけ映り込まないように留意すること。また、公的でない建物の内部等見られることが想定されていない場所が映り込み人物が映っている場合は、場所や人物が特定できないよう留意すること。

監督職員は、遠隔臨場の映像や実施記録に執務室内部等の映り込みや人物が映っている場合は、執務室内部の状況や人物が特定できないよう留意すること。

## 5 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーション等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の了解を得るものとする。

発注者の業務等の都合で機器の準備が整わない場合は、受注者は監督職員が使用する機器も準備し遠隔臨場を行うこともできる。

## 6 費 用

受注者が行うモバイル端末等の手配や通信に要する費用は、別途計上しない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として遠隔臨場を実施する場合は、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。（令和3年9月1日付け営第357号、令和3年7月20日付け技第251号）

## 7 アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

## 8 その他

本試行要領は、遠隔臨場以外の業務において、モバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

### 附 則

本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。

### 附 則

本試行要領は、令和3年9月1日から施行する。